商品概要説明書　一般財形貯金

（令和元年１０月１日現在適用中）

１．商 品 名	・一般財形貯金
２．ご利用いただける方	・当ＪＡと財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者（年齢制限なし）
３．期　　間 （預入期間）	・３年以上
４．預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位 （４）預入貯金の種類	 ・賃金(月例給与・賞与)から年１回以上の定期的な天引きにより預入れします。 ・１回あたり１，０００円以上 ・１円単位 ・預入日の３年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。
５．払戻方法	・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
６．利　　息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税金 （５）金利情報の入手方法	 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・払戻時に一括して支払います。 ・付利単位を１円として１年を３６５日とする日割計算で１年ごとに複利計算をします。 ・２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）※の分離課税となります。 ※令和１９年１２月３１日までの適用となります。 ・窓口でお問い合わせください。
７．手 数 料	―
８．付加できる特約事項	―
９．中途解約時の取扱い	**・満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金の中途解約の取扱に準じます。**
10．貯金保険制度（公的制度）	**・保護対象 この貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本１，０００万円とその利息が貯金保険により保護されます。**

11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または金融部(電話：０７７８－２１－２６０４)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３‐６８３７‐１３５９）でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 福井弁護士会　（電話：０７７６－２３－５２５５） 京都弁護士会　（電話：０７５－２３１－２３７８） 愛知県弁護士会（電話：０５２－２０３－１７７７）
12. その他参考となる事項	・「退職等に関する通知書」（退職した日から６ヵ月以内）が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。	

・ご不明な点は、当ＪＡ窓口までお気軽にお問い合わせください。